

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	志知難波 (志知難波)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、水稻・玉ねぎ・レタス等露地野菜が主で特にレタスの栽培農家が多い。
区域内には3つの水利があり、そのうち2つは基盤整備済みで内1つはパイプ配管済、基盤整備が出来ていない水利については、田の形状が悪く一部で耕作放棄田も見受けられる。
当地区では農業者の平均年齢は高く、後継者不足の対策が非常に大きな課題であるが、新たな担い手を確保する体制が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が出来ていない水利の整備を最優先に進めるとともに、農業従事者の高齢化が進み、地域外の農業者が耕作する状況が増加していることから、今後は集落営農組織の設立や担い手の育成等を検討し進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現農業従事者の高齢化が進み、規模拡大志向の農家も少ないことから、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた場合はその者に対して農地を集積していく。尚、現在ほ場整備を計画しており、将来の集積や集団化に向けた取り組みを進めている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後に新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では3つの田主の内、1田主において基盤整備が出来ていないが、現在、ほ場整備を計画しており、進行中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手が参画すれば、地域内及び地域外の農作業についても受託可能となる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ ドローンによる水稻の防除を実施する。